

(公印省略)
広調第1056号
令和5年3月15日

関係団体各位

兵庫県企画部総合企画局広域調整課長

規制改革に関する提案の集中募集について（依頼）

平素は、当課の業務についてご支援を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、人口減少下でも活力ある地域づくりを目指し、本県及び県内市町が条例等で独自に設けている規制のうち、時代の要請に適合しなくなり、事業活動等の妨げとなっているものを見直すため、兵庫県規制改革推進会議を設置しています。

この推進会議は、各機関・団体等から提案のあった規制改革項目について協議を行い、規制の根拠となる条例等を所管する県や市に対し、条例改正等の対応について助言等を行うことを目的とするものです。

つきましては、県内に設けられた規制の改革や、行政手続きの簡素化につながる皆様からの具体的なご提案について、集中募集期間を設定し、募集をいたしますので、規制改革に関する提案がございましたら、所定の様式により是非ご提出くださいますようお願いいたします。

1 募集内容

「令和5年度規制改革に関する提案募集要項」のとおり

2 提出書類

規制改革に関する提案（様式）

3 集中募集に係る提出期限

令和5年3月17日(金)～6月30日(金)

※ 集中募集期間終了後のご要望に対応するため、期間終了後も随時提案を受付

兵庫県ホームページ(規制改革): <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk06/kiseikaikaku.html>

【お問い合わせ・提出先】

兵庫県企画部総合企画局広域調整課 白藤
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL: 078-362-3057 (直通) FAX: 078-362-4479
E-Mail: Takashi_Shirafuji@pref.hyogo.lg.jp

令和5年度規制改革に関する提案募集要項

1 趣旨

本県及び県内市町が条例等で独自に設けている規制において、社会構造や経済情勢の変化に応じた事業活動の妨げとなっているものを見直し、人口減少下でも活力ある地域づくりを目指す。

このため、見直しが必要と考えられる具体的な規制（支障事例）を幅広く募集し、「兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）」において協議・検証した結果見直しが必要とされた場合は、当該規制の所管団体に対して条例改正等の助言を行う。

2 提案主体

- (1) 兵庫県
- (2) 県内市町
- (3) 県内で事業を行っている企業・団体等
- (4) 県内にお住まいの方

※ 県及び市町の提案には、県民、県関係団体、企業、NPO等からの意見や要望等を反映した提案となるように努めることとする。

3 募集期間

通年募集

うち集中募集期間 令和5年3月17日(金)～6月30日(金)

※規制改革の取組を加速するため、重点的に募集する期間として、集中募集期間を設定する。

4 提案対象

- ・兵庫県及び県内市町の条例、規則等に基づく独自規制により、行政や企業等の事業活動の妨げとなっている規制の見直し
- ・上記のほか、県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等

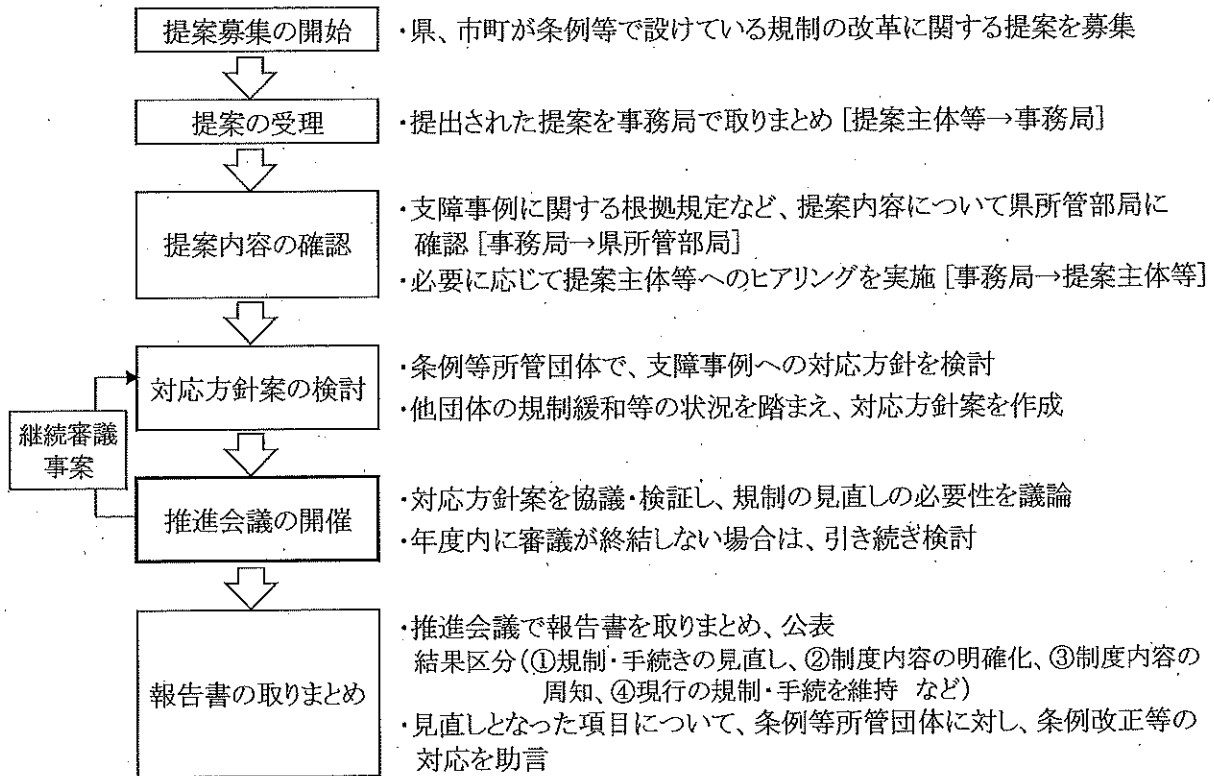
※ 独自規制とは、法令等に基づく基準に条例等で上乗せ規制（法令と同じ目的で、法令の規制対象について法令より厳しい基準を定めるもの）又は横出し規制（法令の規制対象に隣接する事項について規制するもの）をしているものや、法令による規制がなく条例等のみで規制をしているもの。

[提案の対象外としているもの]

- ① 県及び市町の予算や組織に関するもの
例) 事務事業の新設や事業執行予算の増額及び減額
補助金交付要綱の見直し（単なる補助率の引き上げや採択要件の切り下げ等）
地方税制度の見直し（税率の引き下げや税目の廃止等）
組織の創設及び廃止（都道府県の廃止、市町の合併、課の創設等）
- ② 県及び市町の所管する規制と関係がないもの（個人の思想信条に関するもの、係争中の裁判事件等の個別の紛争事項に関するもの、誹謗中傷等）

(注) 法令等のみに基づく規制の改革に関する提案は、推進会議ではなく、国が実施している地方分権改革に関する提案募集、特区等に関する提案、規制改革ホットライン等の国が目的別に設置している窓口へ直接提案することを基本とするが、例えば県及び市町の業務に密接に関連する規制等については必要に応じて推進会議で取り扱い、国への提案に係る助言を行う。

5 事務フロー



6 年間スケジュール (予定)

| | |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 3月～6月 | ・規制改革に関する提案の集中募集期間 |
| 5月～7月 | ・条例等所管団体及び事務局における対応方針案（規制を設定する必要性など）の検討 |
| 7月下旬頃 | ・第1回会議開催（提案への対応方針に関する協議等） |
| 8月～10月下旬 | ・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討 |
| 11月頃 | ・第2回会議開催（第1回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議等） |
| 12月～1月下旬 | ・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討 |
| 2月頃 | ・第3回会議開催（第2回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議等） ・報告書の取りまとめ、公表 |

7 提案の提出方法

- ・別紙「様式」及び参考資料をメールに添付して提出してください。
- ・電子メールの件名は、「推進会議 支障事例の送付 提出者名」と記載してください。
- ・回答様式の電子データファイル名は、「提案者名・提案名」と記載してください。
- ・参考資料については、できるだけ電子データ化してメールに添付頂くとともに、回答様式に記載された内容のうち、どの部分を説明しているかが分かるようにお願いします。
- ・匿名による提出は受け付けできません。

<提出先・問い合わせ先>

兵庫県企画部総合企画局広域調整課 白藤
 電話：078-362-3057（内線2238）
 メール：Takashi_Shirafuji@pref.hyogo.lg.jp

県や市町の
この規制って
本当に必要？

行政の手続が
もっと簡単に
ならないの？

兵庫県規制改革推進会議

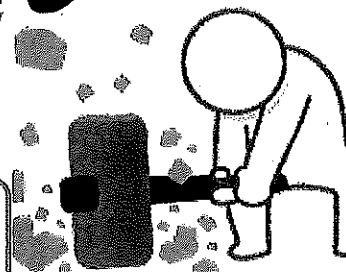
規制改革

に関する提案を募集します。

兵庫県では、企業・団体や県内市町等から、規制改革に関する提案を募集しています。改革が必要と考えられる規制の見直しについて、積極的な御提案を幅広くお寄せください。

※兵庫県ホームページより提案ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk06/kiseikaikaku.html>



提案主体

県内にお住まいの方

県内で事業を行っている企業・団体、県内市町等

募集期間

通年募集（提案は随時受け付けています。）

※集中募集期間：令和5年3月17日～令和5年6月30日

提案対象

- 県、県内市町の条例、規則等に基づく規制により事業活動の妨げとなっている規制の見直し
- 県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化

〔提案の対象外としているもの〕

- ① 県、市町の予算や組織に関するもの（予算の増額及び減額、組織の創設・廃止など）
- ② 県及び市町の所管する規制と関係がないもの（個人の思想信条や個別の紛争事項など）

（お問い合わせ先）

兵庫県企画部総合企画局広域調整課

☎ (078) 362-3057

✉ koikichose@pref.hyogo.lg.jp



©兵庫県2007

兵庫県規制改革推進会議 これまでの主な審議内容

製品を包装する際の空間容積基準の緩和（提案者：民間企業A社）

提案の背景

製品の包装について、神戸市は、包装容積から内容品の体積を控除した空間容積の割合が、包装容積に対して15%を超えるものを過大包装とし、禁止している。

【空間容積のイメージ】



提案内容

空間容積の基準(15%)が他の自治体と比べて厳しく、製品の破損の可能性もある。
多様な製品の開発や、良質な製品の提供の妨げになる場合があるので空間容積基準を見直してほしい。

$$\text{包装容積} - \text{内容品体積} = \text{空間容積}$$



審議結果

【規制の見直し】
過大包装とする空間容積の基準の緩和を提言

神戸市の対応

要綱を改正し、空間容積の基準を緩和（R元年10月）
・15%→20%に緩和
・合理的な理由があると認められるときは、基準を適用しない柔軟規定を追加

下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準の見直し（提案者：神戸市）

提案の背景

下水処理場からの排水に関し、県は国より厳しい生物化学的酸素要求量(BOD)※1の基準を定めている。
瀬戸内海はきれいになった反面、海の生態系を支える植物プランクトンの栄養となる栄養塩類(窒素、りんなど)が減少し、海苔の色落ち、漁獲量の低迷など水産資源への影響が生じている。

提案内容

栄養塩の供給対策の一つとして、県では瀬戸内海沿岸の下水処理場での栄養塩管理運転※2を推進している。
栄養塩管理運転を実施すると、BODも上昇する傾向にある。豊かな海の再生に向け、円滑な栄養塩管理運転実施のため県条例によるBODの上乗せ排水基準を見直してほしい。

審議結果

【規制の見直し】
県条例のBOD上乗せ排水基準の見直しを提言

県の対応

県条例を改正し、上乗せ排水基準を見直し（R元年12月）
【BOD基準値】

| 根拠 | 排水の基準値 (BOD) |
|-----|---------------------------|
| 法律 | 海域：なし 河川：160mg/L (最大値) |
| 県条例 | 25mg/L (最大値) |

播磨灘及び大阪湾西部の沿岸地域の基準撤廃

- ※1 生物化学的酸素要求量(BOD)
排水中の有機物を微生物が酸化分解するために必要とする酸素の量。数値が大きいくほど汚れの度合いが大きい。
- ※2 栄養塩管理運転
季節別または通年、排水基準の範囲内で栄養塩類の放流を増加させるために行う運転。



物品関係の入札等で使用する使用印鑑届の見直し（提案者：民間団体B）

提案の背景

県の物品関係の入札に参加するための入札参加資格審査申請において、見積、入札、契約の締結等で使用する印鑑を事前に登録する「使用印鑑届」の提出が必要である。

提案内容

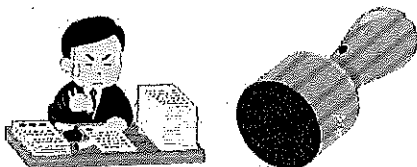
国においてもデジタル化に向けた規制改革の一環として、押印の見直しが進む中、申請者の書類負担の軽減のため、「使用印鑑届」の提出について廃止できないか。

審議結果

【手続の見直し】
物品関係の入札における「使用印鑑届」の廃止を提言

県の対応

県手引きを改正し、使用印鑑届を廃止（R3年4月）
※このほか、入札関係各書類への押印を廃止



(別紙)

令和5年度規制改革に関する提案（様式）

| | | |
|---------------------|--------------|--|
| 当該規制の根拠となる条例、規則、要綱等 | 所管団体 | |
| | 条例、規則、要綱等の名称 | |
| | 該当条項 | |
| 具体的な支障事例の内容等 | 提案の背景 | |
| | 現行制度の概要 | |
| | 具体的な支障事例等 | |
| 規制の見直しの内容等 | 見直し内容 | |
| | 見直しによる効果 | |

| | |
|---------|----------------------------|
| 提案団体等名 | ※個人の場合は「個人」とご記入ください |
| 提案者名 | ※企業・団体の場合は「担当者職氏名」をご記入ください |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

(別紙)

【注意事項】

- ・一つの提案につき、一つの様式を提出してください。
- ・根拠条文を示し、規制の概要や具体的な支障事例を記載してください。
- ・支障事例の記載に当たっては、できるだけ客観的なデータ(例:申請件数や許認可に係る時間など)を用いてください。